

島本町一般廃棄物処理基本計画(案)に関するパブリックコメントの結果に係る町の考え方

募集期間	令和6年11月15日(金)～12月13日(金)
資料の閲覧方法	役場など3か所に設置、町ホームページに掲載
応募方法	持参、郵送、ファックス、町ホームページのwebフォームからの送付
意見提出件数	36件(7人)

※ご意見について、原則として原文どおり掲載しています。

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方
1	③	1章	1	第1節 計画の位置付けについて 計画策定の趣旨の内容が充実していると思います。大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会からの脱却をめざして、①循環型社会形成推進基本法、②食品ロスの削減の推進に関する法律、③プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について、それぞれの概要をコラム的に記載するとおよいと思います。ご検討ください。	本計画に反映いたします。
2	③	1章	3	第2節 基本理念 「しまもとプラスチックスマート宣言」の記載がありますが、小規模小売店での取組がまだまだ不十分です。プラスチック資源循環法における使用合理化の対象は、主に小売・サービス事業者(各種商品小売業・飲食店・配達飲食サービス業など)・宿泊業と認識します。町内事業者におかれましても、経費削減効果を伴う合理的な取り組みへの一歩があるはずです。ホテルアメニティの廃止や有料化は、プラスチック資源循環法が施行された2022年4月からはじまっています。基本、法的義務はなく、一般事業者に一任されているにもかかわらず、プラスチックごみの削減の取組は急速に普及しています。本町においても、商工会を通じた啓発で普及に努めてください。	今後の取組の参考とさせていただきます。
3	③	2章	15	水質汚濁の現況 環境や人体への影響が懸念されているPFAS・PFOSに関する記述を、どこか適切な章に入れていただきたい。入れておくべきと考えます。	ご意見として承ります。なお、PFAS・PFOSに関する記述については、「第二期島本町環境基本計画」に記載する予定です。
4	③	3章	21	ごみ問題はfollow the money お金に換算して、お金の流れをみると市民に理解されやすいと思います。資源ごみ、特にペットボトルの売却価格の実績等について、記述を求めるものです。ご検討ください。	ご意見として承ります。
5	③	3章	25	事業系ごみの排出抑制の状況 多量排出事業者の「ごみ排出実績と減量に関する計画書」について、作成、提出しておられる事業者はどれほどあるのでしょうか。 計画に基づいて、ごみの削減にどれほどの効果があるのかを検証するのは市町村なのか都道府県なのか。これを明確にして効果のある取り組みにしていきたいと思います。	令和6年12月1日現在、18事業者が対象となっております。 「島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例」にて、多量排出事業者の義務として、当該事業活動に係る事業系一般廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、当該廃棄物の減量を図らなければならないとしております。 また、「島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例」に基づき、多量排出事業者は、規則で定めるところにより、当該事業活動に係る事業系一般廃棄物の処理実績及び減量に関する計画書を毎年1回町長に提出しなければならないとされております。 今後についても、計画書に記載の実績と内容について、ごみ減量取組の効果を検証してまいります。

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方
6	③	3章	26	Reduceリデュース 廃棄物減量等推進員が、各地域でのごみの減量化に取り組んでおられるとのこと、自治会等、各地域の日々の取り組みに敬意を表するものです。具体的にどのような取り組みがなされて、どのような効果が得られているのでしょうか。可視化していく必要があると感じています。 また、地域の枠組みに留まらず、環境課題に関心のある若年層の掘り起しと連携、活動支援が必要です。ここが本町に欠けている視点であると思います。	廃棄物減量等推進員の皆様をお願いしている活動としては、ごみの減量、再資源化及び環境美化の推進、資源集団回収活動の積極的な推進及び指導、町が主催するごみの減量、再資源化及び環境美化に関する研修会等への参加、一般廃棄物減量及び資源化のための施策への協力及び参画、その他ごみの減量及び再資源化の推進となります。これまで、ごみ減量・リサイクルに係る研修会や清掃工場への見学会等の開催やごみの分け方・出し方等を記載したしおりを配布させていただきました。廃棄物減量等推進員の皆様の活動を通じて、ごみの出し方・分け方やごみ減量・リサイクル等が地域内にて広まっていると感じております。 若年層の環境問題への関心を高めるため、学校等での啓発を行っておりますが、活動支援については、今後検討してまいります。
7	③	3章	26	Refuse リフューズ ・ここにレジ袋(プラスチックバック)を受け取らないこと、マイバックの利用促進について記載してください。 ・プラスチック資源循環法における使用合理化の対象となる、町内の小規模事業者によるプラスチックバック削減取組みの推進に努めてください。商工会を通じての啓発推進が必要かと思えます。 ・上記に関連して、レジ袋という表現では、スーパーマーケットのレジで受け取る袋ということになり、リフューズ展開に今後の広がりが期待できないと危惧します。この際、改めていくことが必要があると考えています。諸外国、特に英語圏ではプラスチックバックというのが一般的です。また、材質にみあった呼称としてはポリ袋(ポリエチレン)という選択もあるかと思えます。検討を求めます。 ・ポリ袋は適切に焼却する限り、比較的安全性が高いといわれているようです。ビニール袋(塩化ビニール樹脂)と異なり、焼却してもダイオキシンなど有害ガスが多く発生するわけではないと認識しています(誤認があるかもしれません)。いうまでもなくマイクロプラスチックによる海水汚染は深刻で、迅速かつ積極的に取り組まなければなりません。本計画において、ビニール袋、ナイロン袋、ポリ袋など材質にあわせた適切な用語解説で正しい理解を促すことにより、合理的、効果的に取り組みを進めていただきたいと思います。石油由来ではない植物由来のポリ袋も普及しています。材質別の解説、材質にみあった取り組みの推進についての記述をお願いします。	・Refuseリフューズの取組として、レジ袋を受け取らないこと、マイバッグの利用促進について、本計画に反映いたします。 ・町内の小規模事業者によるプラスチックバック削減の取組については、今後の課題として検討いたします。 ・「レジ袋」の文言が一般的に使われていることから、「レジ袋」という文言を使用していますが、ビニール袋、ナイロン袋、ポリ袋など材質に合わせた適切な表現については、ご意見として承ります。
8	⑤	3章	27	「資源ごみの収集、資源化」について。プラスチックごみに関して、「しまもとプラスチックスマート宣言」や給水器設置の記述はありますが、プラスチックごみの分別回収についても検討して頂きたいです。アンケートへの回答にもプラ製品の分別が必要という声もあります。現状より細かい分別回収には新たな費用もかかり、その費用を町の予算の中でどう捻出するのか、ゴミ袋の有料化等を通じて町民からも徴収するのかなど課題はありますが、ゴミの減量や資源化をより進めていくためには必要なことだと思います。分別回収を進める、とまで言えなくても、分別回収を検討して、実際にどの程度の予算が必要になるのか、その予算を捻出するにはどういった方法があるのかなどを調べることから始めてみてはと思います。	プラスチックごみの分別回収については、施設面での課題等があることから導入には至っておりませんが、情報収集を行い、検討を進めてまいります。
9	②	3章	44	日々の暮らしや産業活動から出る廃棄物を円滑に処理し、減量することは、とても大切で困難なことだと思います。 p.44 取り組み内容 9行目 無料給水施設の設置 先進的な取り組みと言えます。隣市には無いので、不便を感じる方が有ります。	ご意見として承ります。

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方
10	①	3章	45	「ごみ処理の広域化に向けて検討を進めながら、広域化のめどが立つまでは」という記述があります。ごみ焼却施設の老朽化に対して、隣の高槻市の前島の焼却場に移管することを目指すだけの方針になっており、高槻市が了承しない場合、対策として行き詰まる記述になっています。前島地区において、枚方第2大橋の建設を進めようとしている高槻市とそれに反対する地元で、対立が生まれており、島本町の家庭ごみの委託は地元の前島の住民の了承を得るのは困難であるのはあきらかです。このような高槻市との広域化ありきの対策ではなく、島本町が抜本的にごみの減量化をすすめ、将来に渡って家庭用ごみを島本町が独自に処理していくという前提を含めた計画の策定を求めます。 焼却ごみの削減のためには一般的に家庭ゴミの3分の1を占めている生ごみ・庭木(落ち葉や枯れ草を含む)の3分の1を占める食品はを焼却処理をするのではなく堆肥化することを行う必要があると考えます。 特に庭木に関しては土に放置すれば勝手に土に戻っていきます。庭木を回収しての土に戻す置き場を確保することや、庭木を粉碎すれば生ごみを堆肥化するための資材にもなります。近隣では滋賀県甲賀市が種堆肥(資材)の配布によって各家庭での生ごみの堆肥化事業をおこなっています。下記のリンクのように全国47自治体で生ゴミの堆肥化事業をおこなっています。 (https://gomikan21.com/gomitto/sun4namagomijiti.pdf) 生ごみや庭木の堆肥化はゴミの減量化だけでなく、将来の農業・食糧生産にとっても重要な意味を持っています。主要肥料成分のうち、リン(P)に関してはリン鉱石を掘ってそれを肥料としていますが、100年～200年程度での埋蔵量の枯渇が懸念されており、将来にわたって持続的に発掘することは現実的ではなく、また発掘量が低下するだけでもリン鉱石の高騰が懸念され、食糧危機の引き金になる危険性があります。そのため今のうちから生ごみや庭木から堆肥化することで食糧危機に備え、肥料生産も地産地消していくことがこれまで以上に重要になってくると思います。そのため生ごみ・庭木の堆肥化の推進とゴミの抜本的減量について、計画で記述することを求めます。	広域化を目指しつつ、日常的に安定したごみ処理を実施できるよう、適切な施設の維持管理に努めます。 家庭から出るごみの約3～4割は生ごみと言われ、その大半は水分であるため、焼却ごみの削減のためには、生ごみの減量が必要となります。 本町では、「生ごみ3きり運動」を推進しております。これは、食材を計画的に買い残さない「使いきり運動」、残さず食べて生ごみを減らす「食べきり運動」、生ごみを捨てる際には水分を切る「水きり運動」という取組です。 これらの取組とともに、さらなる生ごみ減量・再生利用のため、本町では、生ごみの堆肥化を推奨しており、令和6年度は、生ごみ処理機等購入費補助制度を導入し、生ごみの減量化に向けた取組を進めております。 なお、生ごみ減量化・堆肥化の取組について、本計画に掲載しております。
11	①	3章	45	現在農地からでる、作物残渣の野焼きが島本町では禁止されている。作物残渣の多くが家庭ゴミとして出され焼却処理されている場合が多いが、本来なら農地で野焼きをしてその灰を農地に戻すことこそ栄養塩類の補給や酸性化した土壌の中和など、循環の理にかなっており伝統的に農家がおこなってきたことである。農地における作物残渣の野焼きを認める方向で計画に盛り込むことを求めます。	野外で廃棄物などを燃やす野焼きについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されている行為となりますので、ご意見として承ります。
12	①	3章	45	人口1300人の徳島県上勝町は13カテゴリー45品目の分別処理をおこなっており、リサイクル率は80%を達成している。そのための拠点がゼロ・ウェストセンターでライターの回収やプラスチック容器、木材製品、紙については9種類に分けて分別リサイクルをしている。そのため町民が主体的に持ってきて分別する置き場を作って、希望者が分別リサイクルできる仕組みを行うのを廃棄物処理計画で盛り込むことを提案します。 そのほかにもゼロ・ウェストセンターにはクルクルショップが併設しており、まだ使える不用品を譲渡できるスペースが確保されており、町内外の来訪者が自由に無料で持っていくことができる。島本町にもそのような仕組みを作ることで粗大ゴミや家庭ゴミの廃棄処理削減を行うことを計画に盛り込むことを求めます。	本町においては、スペース等の関係上、リユース及びリサイクル拠点の設置を本計画に反映させることは難しい状況にありますが、いただいたご意見につきましては、これからの取組の参考にさせていただきます。
13	⑦	3章	46	<5. 脱炭素社会の実現> 「ごみの減量・資源化を進め、焼却処理量を削減していくことは、脱炭素社会の実現に不可欠となっています。」となっていますが、「特にプラスチックゴミ」という文言を追加してください。プラゴミが温室効果ガス排出のメインの要因なのですから。	本計画に反映いたします。

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方
14	③	3章	51	ごみ処理基本計画・基本方針 ・4Rの優先順位について。3Rの優先順位はリデュース、リユース、リサイクルといわれていますが、4Rではリデュースが最優先になるかと思えます。このことに関する記述があってほしい。 ・リサイクルの種類についての記述がありません。「マテリアル(再生利用)」「サーマル(熱回収)」、「ケミカル」それぞれの違いと役割、具定例について簡単に説明しておく必要があると思います。お願いします。	本計画に反映いたします。
15	③	3章	61	生ごみの堆肥化について提言します。集合住宅の比率が高い本町では、庭のない家庭が大半です。そこで大阪市が行われた実証実験に倣って、小型コンポストを無償で貸し出し、家庭から出る生ごみの減量効果等を検証するためのモニターを募集してどうかと考えます。貸与するバック型小型コンポストは、トートバッグタイプのスタイリッシュなもので、1日400グラムを目安に生ごみが投入でき、民間事業者から生ごみ堆肥化の指導を受けることができます。マンション住まいの方、ガーデニング愛好者、特に若い方にも体験していただき、ごみ減量推進に興味のある人材の育成と交流に努めていただきたいと思います。※大阪市環境局事業部家庭ごみ減量課市民啓発グループ	本町におきましては、本年度、生ごみ処理機等購入補助を実施し、生ごみ処理機等をご利用された皆様にアンケートを実施したところ、多くのかたから生ごみ減量効果があったとお声をいただいたところです。今後も引き続き、生ごみ堆肥化を推奨し、町ホームページや広報しまもと等を通じた周知を行ってまいります。
16	⑦	3章	61	＜リデュース・リデュースの推進 町 住民 事業者＞ 温室効果ガス発生抑制の観点から、プラゴミを発生させないことが重要です。プラスチックゴミに対する取り組みを追加してください。	本計画に反映いたします。
17	③	3章	62	「リユースプラットフォーム」とはどのようなものなのでしょうか。もう少し具体的な記述をお願いします。また、イベントにおけるリターナブル食器の活用についても検討が必要です。	「リユースプラットフォーム」とは、一度で複数のショップの買取価格を比較し、手間なく売却ができるサービスのことです。本計画において、具体的な記述を記載いたします。
18	③	3章	62	シャンプー&リンス、台所洗剤などを「石けん」に変えることでプラスチック容器が減ります。家庭の廃油からつくる「無添加石けん」は廃油処理にも役立ちます。しまもと・環境未来ネットの活動に、こういったグループ活動が加わるとよいのではないのでしょうか。	ご家庭で不要になった廃食油の活用につきましては、情報収集を進めながら、今後検討してまいります。
19	④	3章	62	リユースについて。最終処分を減らすためにも大型ごみ、不燃ごみのリユースについても記述が既にあり、それもいいですが、例えば豊田市ではリユース工房というのがありますのでこういうものも方策の一つとしてあってもいいのではないかと思います(ただし利益の出るものでもなく、大量にこなせるものでもない)。 https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/gomi/recycle/1009559/1003821.html 町単独では難しいかもしれないが、高槻や北摂で共同でやるという手もあると思います。	今後の取組の参考とさせていただきます。

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方
20	②	3章	66	収集運搬の方法「処理方式は、ステーション方式をこれからも採用していきます。」について 国立環境研究所2020年度39巻4号によると、2020年に全国の自治体に行ったアンケート調査によると、ステーション収集のみの自治体は56%。高齢者ゴミ出し支援のために一部で戸別収集をしつつステーション収集を行っているのは、35%、そして戸別収集は8%とのこと。しかし、私は、今後戸別収集に切り替えていく必要が有ると考えます。 戸別収集のメリットは、1. 自分のごみに責任が生じるため、ルールやマナーが良くなる 2. ステーションに近い住民の負担が無くなる 3. 分別が徹底され、ごみの減量が図られる。4. 高齢者世代のごみ出しの負担が減る などです。私は、ごみ収集を有料化すればごみの減量が進むと考えますが、ステーション方式では有料ごみ袋の使用は難しいです。違反した人のごみがいつまでも放置される事態が起こるでしょう。4の高齢者世代のごみ出し問題もこれからますます増えるでしょう。また、ステーションの掃除ができない高齢者世代が増え、ステーションをきれいに保つことが困難になるでしょう。 戸別収集のデメリットは、1. ごみ収集作業員の負担が増し、委託費用が高くなる 2. 各家庭の費用負担が増える などです。作業員が不足することも有るでしょう。委託費用については、有料化の収益で補えばと思います。 しかし、有料化の大きなメリットは、「ごみを処理してもらうにはお金がかかる」事を町民が認識し、減らそうと努力することです。各人がごみを減らす努力をしないと、ごみは減らないし、温暖化も進みます。	戸別収集への移行については、ごみ収集経費の増加や収集作業時間の長時間化等が発生すると予想されますので、ご意見として承ります。 なお、高齢者等のごみ出し支援策については、現在、検討を行っているところです。 ごみ有料化については、今後の参考とさせていただきます。
21	③	3章	66	災害時における建築物の石綿飛散対策についても、一言でよいので触れておいていただきたい。 災害廃棄物を処置する自治体職員や事業者社員、ボランティア、地域住民を建築物に使用されている石綿による健康被害及び健康障害から守らなければなりません。建築物に使用されている石綿含有建材等に関する調査を精密・正確に実施する専門家の育成も求められています。課題として認識しておくため、記載を求めるものです。	災害時の建築物の石綿飛散対策につきましては、「島本町災害廃棄物処理計画」に記載させていただいておりますので、ご意見として承ります。
22	③	3章	67	再生利用促進のための施設について。リサイクルセンターの整備の在り方について検討するとありますが、非現実的かと思えます。このように書かなければならないのでしょうか。実現不可能であることを総花的に書いている計画という印象になってしまいうそうです。	現計画のごみ処理基本方針として「ごみの適正な処理・処分の堅持」を掲げており、その中にリサイクルセンター整備の検討を行うこととしております。 現時点においては、具体的に進展しておりませんが、リサイクルセンター整備の必要性を含めた検討を進めてまいります。
24	③	4章	72	清掃工場における年4回のごみのサンプリング組成調査につき、どのような手法で行っているのでしょうか。できることならば、今後は食品も分類に加えていくのが理想かと思えますが。技術的、マンパワー、財源的に難しいことなのでしょうか。	清掃工場における年4回のごみのサンプリング組成調査につきましては、ごみピット内のごみを十分混合したのち、200kg以上採取し、乾燥したコンクリート等の床上に広げ、組成分析をするものです。 食品ロス組成分析調査については、家庭から排出される食品廃棄物について、分類項目・調査項目、調査対象地域、採取地点、採取方法等を検討し、調査実施計画を策定して実施するものです。 調査・分析の目的や方法が異なりますので、ごみ組成分析と併せて実施することは難しいものです。ご意見として承ります。
25	③	4章	75	住民の食品ロスの削減に対する理解の醸成について。飲食店における宴会で実践する「30・10（さんまるいちまる）運動」を推進していただきたいです。宴会が始まった最初の30分と最後の10分間は自分の席について料理を楽しみ、食べ残しを減らそうとするものです。幹事が参加者に「残さず食べましょう」と呼びかけ、最初の30分は自分の席に座り料理を楽しむ、最後の10分間は自分の席に戻ってお料理を楽しむという、もったいない運動です。生き物の命をいただく姿勢としても重要です。	「30・10（さんまるいちまる）運動」につきましては、食品ロス削減のために有効な取組という認識です。町ホームページにて啓発しているところですが、引き続き、広報紙等にて周知を進めてまいります。

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方
26	③	4章	76	学校給食における残渣の削減(76頁)について、具体的かつ効果的な取り組みが求められます。堆肥化ではなく、食べ残しを減らすというアプローチをお願いします。	学校給食における残渣の削減に向け、効果的な取組を検討してまいります。
25	③	—	—	本町の課題として考慮すべき事項(広域化)。国の循環型社会形成推進交付金の条件について触れ、島本町が交付の対象にならない理由を記載してはどうでしょうか。※参考:大阪府一般廃棄物処理計画 大阪府はその一般廃棄物処理計画において、地域の実情に応じた効率的な処理施設の整備、すなわち広域化・集約化への検討及び協議についての基本的な考え方を述べています。広域化の目途が立つまで、現在の施設の長寿命化を行っていくことになるかと思いますが、現施設を延命するのに必要な経費と建替える場合の経費(本町の場合交付金がない)を具体的に比較検討することにより、課題点が可視化できると思います。	本計画に反映いたします。
27	③	—	—	廃棄物処理施設における業務は複雑です。施設規模と処理方法の検討、施設のニーズをもとにした発注仕様書等の作成、詳細技術検討、既存施設の改造などには、それぞれ専門的な技術力が求められます。技術力と経験を有する大阪府内の元行政職員が主だって設立したと聞き呼ぶ「一般財団法人環境事業協会」がさまざまな技術協力を展開されています。適切な助言を求められる体制を整えるのがよいと思います。※一般財団法人環境事業協会HP	今後の取組の参考とさせていただきます。
28	③	—	—	在宅医療廃棄物の出し方について。注射針や点滴針といった鋭利ものは、処方された医療機関(病院・薬局など)に返却するよう、また、血液が大量に付着し感染のおそれがあるものは、医療機関に返却しなければならないことなど、啓発をお願いしたい。収集、焼却に携わる人に対する敬意と礼儀として、当然のことと考えています。	注射針等の感染性廃棄物については、かかりつけの医療機関に返却するよう、ごみの分け方・出し方及び町ホームページにて周知しているところでございます。さらなる啓発を進めてまいります。
29	④	—	—	現在、家庭ごみとしてはプラスチックは燃えるゴミとして排出しているが、町としては分別した方がいいのか、このままの方がいいのか、課題はなにか、メリットデメリットについて発信してほしいです。プラスチックを分別回収について今後どのように考えているのか現計画では読み取りにくいです。	プラスチックごみの分別回収については、施設面での課題等があることから導入には至っておりませんが、情報収集を行い、検討を進めてまいります。
30	④	—	—	生ごみを減らすということは、炉の延命にもつながり、循環型社会にもつながるので、堆肥作りについてはぜひとも講習会を開いて徐々に町民に広めてほしいと思います。(P61 町の役割のなかで)。出てきた堆肥をどうするのかなど課題はありますが、最初から完璧を目指さず、出てきた課題を少しずつ解決していくのがいいのではないかと思います。	今年度、町内の住民団体との共催で生ごみを減らすご家庭でも簡単にできる資源ごみの分別や生ごみを堆肥化して有効活用する方法に係る講習会を実施したところです。
31	⑥	—	—	一般廃棄物処理基本計画案 生ごみを不織布のコンポストで堆肥に変えています。これにより、ごみの嵩・重さ・水分が減りごみ出しが楽になるだけでなく、カラス被害対策としての効果を実感しています。生ごみ処理機やコンポストの活用で焼却ごみの削減と焼却エネルギーの削減が期待できます。効果を記載しておくのがよいと思います。 生ごみ処理機・コンポストなどへの補助金は希望者が多かったようですが、補助を受けた方からはどのような意見、感想が寄せられているのでしょうか。啓発事業として効果を得るためには、補助金総額の拡充、数年の継続が必要かと思ひます。ご検討ください。	生ごみ堆肥化につきましては、本年度、生ごみ処理機等購入補助を実施し、生ごみ処理機等をご利用された皆様にアンケートを実施しましたところ、多くのかたから生ごみ減量効果があったとお声をいただいたところです。いただいたご意見に基づき、本計画に生ごみ堆肥化の効果を反映いたします。 引き続き、生ごみ堆肥化について、町ホームページや広報しまもと等を通じた周知を行ってまいります。 補助金総額の拡充、数年間の継続の必要性につきましては、検討を進めてまいります。
32	③	5章	—	生活排水は排出源が小規模であることから、産業排水のような規制は難しいという問題がありますが、1990年の水質汚濁防止法改正で初めて生活排水対策が盛り込まれ、取り組むべき課題となっていると思います。記述しておくことを求めます。	本計画に反映いたします。

NO.	意見NO	該当箇所	ページ数	意見内容	町の考え方
33	③	5章	—	石油から合成された石油系界面活性剤や化学的香料を含む市販の合成洗剤が、水質汚染の原因になっていると考えられますが、これらを対象にする法的な規制にはどのようなものがあるのでしょうか。国の規制が充分でないように感じています。そのあたりの記述もお願いしたいです。	ご意見として承ります。
34	③	5章	—	生活排水対策推進要綱などを策定し(条例制定ならなおのことよい)、啓発的措置や住民の努力義務を定め、住民への啓発事業を行っていただきたいと思っています。産業排水は企業努力などで減らすことができますが、生活排水は住民一人ひとりが意識して抑えていかなければ、減少に転じることがありません。油污れは拭き取る、洗剤は適切なものを適量使用するなど、身近でできることの積み重ねが生活排水処理の入り口です。	要綱の策定については、ご意見として承ります。 油や洗剤等の適正な使用について、本計画に反映いたします。
35	③	5章	—	スーパーなどで売られている大量の洗剤、シャンプー、芳香剤、化粧品は、結果的にほぼすべて生活排水となって、明らかに水質汚染の原因になっているはずですが。これらの商品には使い勝手がよくなるようさまざまな化学薬品が使われていますが、微生物による分解が困難であるところか、微生物そのものを弱めています。石油系界面活性剤は、生体の成長、生殖や行動に関するホルモンの作用を阻害する性質を持っている化学物質＝環境ホルモン(内分泌攪乱化学物質)として疑わしき物質のなかに含まれているといわれています。これらのことについての注意喚起、啓発事業の必要性が記載されているのが望ましいです。	洗剤等の適正な使用について、本計画に反映いたします。
36	③	5章	—	名水百選に選ばれた「離宮の水」を有し、「水と緑のまち」と称する島本町が生活排水と水質環境問題に無関心でいられるはずがありません。滋賀の人々が琵琶湖を「石けん」で守ろうとしたように、島本町においても重点的に取り組んでいかなければならない課題です。水道水に地下水源を利用して自然の恵みを日々享受している島本町民として、取り組みは必須と考えます。	ご意見として承ります。